

分担金・拠出金の名称	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UNWomen)拠出金	平成28年度 予算額	623,324千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)				
国際機関の概要	2010年7月に国連総会において、UNIFEM(国連婦人開発基金)等既存4機関を統合しUN Womenを設立することが決定。女性・女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目的とする。そのために、①世界各国におけるジェンダー問題に関する施策や法整備の促進のための協力、②国連女性の地位委員会をはじめとする政府間交渉による政策・規範の策定の支援、③国連システム全体のジェンダー問題に対する取組の主導と調整を主な役割としている。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	UN Womenは、女性・女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目的とし、国連女性の地位委員会をはじめとする国際的な議論の場において世界的規準や規範の策定支援等を実施する他、加盟国によるこれら規範の実施、技術的・財政的支援を必要とする国々の支援、市民社会とのパートナーシップの形成・促進支援を実施している。SDGsとの関係では、GOAL5(Gender Equality)の達成を目標としており、ジェンダー平等に関する国連システム全体の取組を主導・調整している。				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	我が国は、第56回(2012年)、第58回(2014年)国連女性の地位委員会において、「自然災害とジェンダー」決議案を提出する等、当該分野での主導的地位を担っている。また、UN Womenが実施するキャンペーン「IMPACT10×10」の10人の政府の長の一人として安倍総理が選出されており、我が国の女性施策の発信においても大きく貢献している。更に、国際女性会議WAW!には、第1回(2014年)、第2回(2015年)とUN Women事務局長が参加しており、我が国のジェンダー分野における取組のビジビリティの向上に貢献している。 このように、我が国の優先課題の一つであるジェンダー分野において国際的なプレゼンスを維持・向上していく上で、UN Womenとの連携は不可欠なものとなっている。 なお、我が国はUN Womenの設立以来継続して執行理事会理事国を務めており、当該組織の意思決定プロセスにおけるプレゼンスは高い。				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	財政状況については、毎年公表され、独立評価室による内部評価報告書、国連会計監査委員会による外部監査報告書が作成され、日本も理事国を務める執行理事会において確認及び提言が行われる。2011年に設立された機関であることもあり、現時点で具体的に組織のコスト削減の成果を上げている事例はないものの、Leads Management System(統合情報管理システム)、Donor Agreement Management System(歳入をモニタリングし、支出と結びつけることで効率的な支出を図るシステム)や、Result Management System(戦略目標と実際の結果を照合し、改善につなげるシステム)といった新たな仕組みを開発し、人的・財政的リソースの効率的な活用を図っている。				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	UN Womenの邦人職員は、2015年12月時点で8名で、職員数は増加している(2014年は5名)。UN Womenベトナム事務所長、エジプト事務所長として邦人幹部が在籍している他、日本事務所長として外務省職員を派遣している。また、エジプト事務所長は、9月にアジア太平洋地域事務所長に昇任予定。				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	①計画段階(Plan):国連代及び在外公館を通じ、我が国の援助方針・優先分野に沿った案件形成の伝達を行い、UN Womenとの協議の上、UN Womenから事業計画を提出。その後、提出された事業計画を精査し、事業計画の改善を求め、修正された事業計画を承認。②実施段階(Do):UN Womenより提出された進捗報告書、在外公館乃至要すれば本省からの現地視察、UN Womenとの協議、事業関連ドナー会合出席等により、事業を適切にモニタリング。必要に応じて、事業改善、修正。ODAマークの掲示、プレスリリースの発出等を通じ、ビジビリティを確保。③評価段階(Check):最終報告書を確認し、計画どおりの成果を上げているか評価。UN Women独立評価室による内部評価報告書、国連会計監査委員会による外部監査報告書を評価。(評価者:在外公館及び外務本省) ④フォローアップ段階(Act):UN Women執行理事会、政務レベルを含む不定期の協議、国連代及び在外公館を通じてUN Women関係者と事業進捗について定期的に直接協議を実施し、事業運営の改善を図っている。				
担当課・室名	総合外交政策局 女性参画推進室				